

企画競争提案説明書

令和7年札幌市告示第2194号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年5月26日

2 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル 8階
まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室（電話 011-211-2281）
メールアドレス tokku@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

国家戦略特区を活用したまちづくり推進に関する支援業務

(2) 目的

札幌市では地域・行政課題が高度化・複雑化する中、行政のみでは課題解決がますます困難な時代を迎えていることから、多様な主体との協働による課題解決が重要である。

令和6年6月に札幌市を含む北海道全域が国家戦略特区に指定され、都市再生、創業、雇用等のあらゆる分野における規制改革の提案が可能になった機会を捉え、札幌市では、民間事業者等とも連携し、経済活性化と地域課題解決を図るため、国家戦略特区の規制改革を活用したまちづくりを進めているところである。

国家戦略特区の規制改革の実現に向けては、民間事業者等の機運醸成に加え、実際のニーズに基づいた規制改革提案の検討、規制の根拠となる多様な法令・規則等の調査やそれらの改正内容等の検討などが必要である。

このことから、札幌市が国家戦略特区を活用した経済活性化と地域課題解決を図るため、国家戦略特区活用に向けた庁内外の機運醸成や法令等調査、規制改革検討に対する支援を実施するもの。

(3) 業務内容等 別紙「仕様書」のとおり

(4) 予算額(事業規模)

10,310,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、「(大分

類)一般サービス業、(中分類)情報サービス、研究・調査企画サービス業またはその他サービス業」に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

(1) 業務の実施方針について

提案者の当該業務に対する考え方や取組方針を提案すること。

(2) 国家戦略特区を活用したまちづくり推進に関する支援業務について

ア 規制改革に関する法令等の調査・助言

規制改革推進委員会等の周辺情報の収集や有識者からの意見聴取などの具体的な調査手法や調査結果の報告イメージを示すこと。

また、規制改革案に関する助言のイメージも併せて示すこと。

イ 規制等の根拠法令等や規制の背景に関する調査概要の説明資料の作成

規制等の根拠法令や規制の背景に関する調査概要をまとめた説明資料について、掲載する項目、レイアウトなど、具体的なイメージを示すこと。

ウ セミナーの企画内容

国家戦略特区を活用したまちづくり推進及び官民共創の機運醸成に資するセミナーの具体的な企画内容を示すこと。

(3) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

(4) 業務体制、業務スケジュール、業務実績について

ア 本業務を執行するにあたり、多種多様な規制改革に対応できるよう様々な法令等に精通した専門家による支援体制の構築を含め、実効性のある業務体制と業務スケジュールを示すこと。

イ 本業務に類似・関係等のある過去の業務実績があれば示すこと。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和7年6月2日(月) 17時まで

イ 提出場所

質問書（様式1）について、電子メールにより、2のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名は「国家戦略特区を活用したまちづくり推進に関する支援業務の質問について」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。

7 参加手続き等

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限 令和7年6月17日（火） 17時まで（郵送にあつては必着）

イ 提出書類

参加意向申出書 様式2のとおり

ウ 提出場所

2あてに持参、郵送又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすることとし、郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するようにすること。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参、郵送又は電子メール（送信要件は上記ウの後段と同じ。）によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和7年6月17日（火） 17時まで（郵送にあつては必着）

イ 提出書類

以下(ア)～(オ)の書類は、正本及び副本の二種類を用意すること。

副本は、8部提出すること。

正本及び副本の詳細については、後記「エ 提出書類の作成及び提出にあつて留意事項」を参照すること。

(ア) 業務従事者一覧（様式3）

(イ) 類似業務等実績一覧（様式4）

(ウ) 業務体制の概要及び実施方法（様式5）

(エ) 企画提案書（様式自由）

(オ) 業務費内訳書（積算書）（様式自由）

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、2に掲げる場所あてに提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するようにすること。

エ 提出書類の作成及び提出にあたって留意事項

- (ア) 表紙をつけ、表題として「国家戦略特区を活用したまちづくり推進に関する支援業務」と記載すること。
- (イ) 1部は、社名を表紙に記載し、併せて提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という。）。
- (ウ) 正本のほかに表紙に社名を記載しない企画提案書を作成すること（これを「副本」という。）。副本には、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、「弊社」若しくは「△△社」、氏名については「□□」等、特定できない表現で記載すること。
- (エ) 提出できる企画提案書は、1提案者につき1式までとする。
- (オ) 執行体制、実施方法概要、業務スケジュール、費用について示すこと。費用については、別途提出資料の見積書と同額となるよう留意すること。
- (カ) 難解な表現は避け、図解などを活用した分かりやすい説明に努めること。また、専門用語などの難解な用語には脚注などによる説明を付記すること。
- (キ) 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。
- (ク) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加（下記(コ)の場合を除く。）は認めない。
- (ケ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (コ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員6名のほか本市以外の専門的な知識を有する者の委員1名（計7名）からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点（※②）以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法（評価基準）

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり2つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記の「提案書評価基準」による。

分類Ⅰ 履行実績 満点 40～70点(配点 10点×委員4～7名※①)

分類Ⅱ 企画提案 満点 360～630点(配点 90点×委員4～7名※①)

計(合計値) 満点 400~700 点(最低評価基準点(※②)240~420 点※①)

※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあつては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合ある。

※② 「最低評価基準点」は、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

審査対象者に対して次のとおりヒアリングを行う。

(ア) 開催場所及び方法

審査対象者に対し別途(開催時期は6月下旬を予定)通知する。

(イ) ヒアリング審査にあたっての留意事項

a ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行う。

b ヒアリングの際に使用する資料等は、上記7(2)に基づき提出された提案書類のみとする。ただし、同一資料のモニタへの投影は認めるため、希望する場合は事前に申し出ること。

c 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること

d ヒアリングは1提案者あたり25分(準備・説明15分+質疑応答10分)とし、順次提案者個々に行う。

e ヒアリングにあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行うため、留意すること。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 最低評価基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。

(イ) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

a 8(2)イの後段に記す別記の「提案書評価基準」にて指定されている「選定に係る特定評価項目」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。

b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

(ウ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、ヒアリングの結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

オ 一次審査(書類審査)

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査(ヒアリング審査)の前段において、有効な提案書類をもとに審査(評価)し、上位と評価された者5名を、上記ウの最終審査(ヒアリング審査)対象者として選定する。ただし、審査対象者が5名程度以下にあつては、一次審査を省略し、審査(ヒアリング審査)に移行する。

一次審査の結果、最終審査に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案、参加意向申出書未提出の者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記2(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記5(1)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記3の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要なと認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（免除規定を適用する場合有り）

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。